令和2年7月23日午前後8時50分執行
執行者東京拘置所
法務事務官 中角

東京地・区検
検察官

令和２年特（わ）第８５８号

勾留　令和２年３月１３日
起訴　令和２年３月３１日

東京拘置所
(1)2・7.22
2年7月7日
3145

勾留期間更新決定

被告人　相嶋　静夫
勾留罪名　外国為替及び外国貿易法違反
起訴罪名　外国為替及び外国貿易法違反

被告人に対する勾留は，同人につき下記 2, 3 の理由があって，なおこれを継続する必要があると認められるので，令和２年８月１日から，その期間を更新する。

記

1　定まった住居を有しない。
2　罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
3　逃亡し，又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
4　死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
5　常習として長期３年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
6　氏名又は住居が分からない。
7　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

令和２年７月２２日

東京地方裁判所刑事第１４部

裁判官　本村理絵

東京地方裁判所
刑事
令和 2.7.28 受付
第　号
第14部

-2.7.22
令状

6433